

スマート農業機械導入加速化支援事業費補助金の配分基準について

スマート農業機械導入加速化支援事業交付等要綱第4条第2項の配分基準について、別表のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いする。

別表

項目	基準及びポイント
①経営面積 (作業受託面積を含む)	現状年度から計画年度までの拡大面積に応じてポイント加算 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.0ha 未満 1ポイント ・ 3.0～5.0ha 未満 2ポイント ・ 5.0～10ha 未満 3ポイント ・ 10ha 以上 5ポイント
②経営面積のうち 園芸品目の作付面積	(売上の過半が園芸品目の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.3ha 未満 1ポイント ・ 0.3～0.5ha 未満 2ポイント ・ 0.5～1.0ha 未満 3ポイント ・ 1.0ha 以上 5ポイント
③1筆当たりの面積 (大区画化を図る圃場)	計画年度の経営面積のうち、大区画ほ場（ロボット農機を導入する場合は1.0ha以上、それ以外の機械を導入する場合は50a以上）の面積が占める割合に応じてポイント加算 <ul style="list-style-type: none"> 1割以上2割未満 3ポイント 2割以上3割未満 4ポイント 3割以上 5ポイント
④労働時間	現状年度から計画年度までの労働時間の短縮率に応じてポイント加算 <ul style="list-style-type: none"> 労働時間を短縮 1ポイント 労働時間を10%以上20%未満短縮 2ポイント 労働時間を20%以上短縮 3ポイント
⑤スマート農業・農作業安全の研修会への参加	研修に参加する 1ポイント
⑥農業機械士の認定 (経営者、従業員等)	経営者や従業員等が富山県農業機械士に認定されている 2ポイント
⑦取得しているGAPの認証	<ul style="list-style-type: none"> ・GLOBALG. A. P. 又はAS I AGAPの認証を取得している 2ポイント ・JGAPの認証を取得している 1ポイント ※いずれか1つ
⑧女性の経営参画	<ul style="list-style-type: none"> ・女性農業者が代表者、役員がいる 2ポイント ・女性常時従事者がいる 1ポイント ※いずれか1つ

算出したポイントが同一の場合には、事業費が小さい事業実施予定者に優先して配分するものとする。